

公園からのお知らせ

泉自然公園 秋のキッチンカー出店の募集！！

泉自然公園をご利用の皆様

日頃より、泉自然公園をご利用いただきありがとうございます。

この度、泉自然公園を活用した魅力づくりの一環として、キッチンカーを利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と公園等の魅力を高めることを目的とした「秋のキッチンカー出店」の募集を開始します。熱意をもって取り組んでいただけるお店の方、一緒に泉自然公園を盛り上げていただけるお店の方、皆さまのご応募をぜひお待ちしております。

【募集概要】

(1) 募集期間

2025年10月1日（水）～10月15日（水）

(2) 出店日

2025年11月1日（土）～12月7日（日） 10：00～15：00

※11/1～11/16は土日祝のみ

※出店決定後に調整

(3) 出店場所

泉自然公園 フォレストアドベンチャー受付前広場、草原

※詳細場所は出店決定後に調整

(4) 出店募集台数

上記出店場所毎に1日2台、計4台を上限とする。

※上限を上回る募集があった場合、選考により出店者を決定します。

※10月17日（金）を目途に出店決定のご連絡をします。

(5) 出店要件

①千葉市保健所発行の食品営業許可申請を行い、食品営業許可を受けていることとします。

②販売に必要な備品を持参し準備できることとします。

※調理・包装済みの飲食物の販売、飲食物以外の販売も受け付けております。ご連絡下さい。

(6) 申込方法

「出店概要（別紙①） 7. 出店申込」記載の提出書類を以下の提出先まで、メールで提出してください。※応募状況により早く締め切れる場合があります。

■提出先

(株)オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部（担当：神賀）

メールアドレス：izumi.event@oriconsul.com

〒151-0071 渋谷区本町 3-12-1 住友不動産西新宿ビル 6 号館

TEL：080-5451-1707

(7) 留意事項

「出店概要（別紙①）」「出店ルール（別紙②）」、を必ず読み同意の上お申し込みください。

以上

【お問合せ先】

泉自然公園 公園活用事業者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

Mail：izumi.event@oriconsul.com 担当 神賀

制定	平成 29 年	8 月 15 日
改定	平成 30 年	5 月 11 日
改訂	平成 30 年	8 月 1 日
改定	令和 4 年	10 月 1 日
改定	令和 7 年	2 月 4 日
改定	令和 7 年	10 月 1 日

泉自然公園

出店概要

1. 目的

公園利用者へのサービス向上と、利用促進をはかることを目的として出店を行うものです。出店場所は草原周辺としております。出店を希望される事業者は、趣旨にご賛同し、関係資料の内容をご理解いただき承知した上で、出店をお願いいたします。

2. 要件

出店できる事業者は、次の要件をすべて満たす法人または個人、及び団体に限ります。

- (1) 千葉県保健所発行の食品営業許可申請を行い食品営業許可を受けていることとします。
- (2) 販売に必要な備品を持参し準備できることとします。

3. 出店にふさわしくない場合は、出店不可とします。

(1) 出店不可となる例は次のとおり

- ①政治性および宗教性のある事業者。
- ②法令または条例の規定に違反し、または違反する恐れがある事業者。
- ③風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業法と規定される事業者。また、風俗営業と類似する事業者。
- ④消費者金融業。
- ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う事業者。
- ⑥各種法令に違反している事業者。
- ⑦公園の円滑な運営に支障を来す、または来す恐れのある事業者。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員。

4. 出店にかかる費用について（表示金額税込）

(1) 出店時の手数料

- ①出店手数料 : 総売上額の 15% を乗じた金額（売上額：自己申告）
- ②占用料 : 120 円／日（10 m²まで）
12 円／m²・日（10 m²を超える場合）

※面積は、車両／テント外への設置物（旗、テーブル、看板等）を含みます。

※占用料は、10 円未満切り捨てとなります。

③行為許可使用料：（提供者）1 人につき 1 日 330 円（千葉県都市公園条例による）

※提供場所が調理場所と異なる場合、お支払いいただきます。（例：キッチンカー内で調理を行い、提供はキッチンカーの外に出て行う場合は、提供者 1 人毎に行為許可使用料がかかります）

④申請書類作成費 : 申し込み 1 回につき 1,000 円

(2) 支払い方法

- ① : 出店の毎回、売上管理表をご提出いただきます。
売上管理表を月毎にまとめ、請求書を発行いたします。お支払いは請求書記載のとおり、お願いします。
- ②～④ : 出店日確定後に請求書を発行いたします。請求書に記載の口座へ振り込みをお願いします（振込手数料は出店者負担とします）。なお、占用料、行為許可使用料は雨天等出店者事由による出店取りやめの場合でも返金できませんので、ご了承ください。

別紙①

5. 備品について

出店者が販売に必要な備品準備を行うこととします。

車両と併せて販売スペース等としてテントを持参する場合は、安全確保のためテント脚 1 本につき 20kg（合計：20kg×4=80kg）以上のテントウエイトを設置してください。

6. 販売において出たゴミは、事業者にて、お持ち帰りいただくようお願いいたします。 必ずごみ箱を店舗前へ設置してください。

7. 出店申込

出店に申込みを希望する事業者は、提出書類を指定の提出先へ提出すること。2 回目以上の出店の場合でも全ての書類を提出してください。

(1) 提出書類（各一部）

NO	書類種類	該当者
1	出店申込書	全ての事業者
2	納税証明書（写し可）	事業を営んでいる事業者のみ （団体に納税がない場合、今春に提出された方は不要）
3	営業許可証（自動車営業許可証）写し	飲食物を扱う事業者※1※2
4	食品衛生責任者名札もしくは修了書 （3 年以内）の写し	飲食物を扱う事業者※1
5	販売責任者（現場責任者）の検便検査済証（取得から 1 年以内）の写し	飲食物を扱う事業者※1
6	賠償責任保険加入書の写し	飲食物を扱う事業者※1※2

※1：飲食物以外のみを販売する場合、提出は不要です。

※2：出店期間内で有効であることが条件です。

(2) 提出先

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部 担当：神賀

E-MAIL：izumi.event@oriconsul.com

(3) 提出方法

提出に必要な書類を提出先にメールにて提出すること。

（word データが必要な場合はその旨を連絡ください。）

8. 食品の販売について

(1) 酒類の販売は原則として不可とします。ただし、管理者が販売を許可した場合を除きます。飲料の販売は自動販売機の販売額を下回らない価格としてください。

(2) 火気または火災のおそれがある器具を使用する際には、事業者にて消火器の準備をしてください。準備が無い場合は認められません。

(3) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称・期限表示・製造者・販売者等を必ず表示してください。

9. 運営・管理事業者

(株)オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部（担当：神賀）

〒151-0071 渋谷区本町 3-12-1 住友不動産西新宿ビル 6 号館

TEL：080-5451-1707（平日：10：00～17：00）

E-MAIL：izumi.event@oriconsul.com

10. 公園管理者

千葉市都市局公園緑地部若葉公園緑地事務所

〒265-0053 千葉市若葉区金親町 244-6・若葉土木事務所庁舎内

TEL：043-306-0101 FAX：043-306-0033

E-MAIL：wakaba.URP@city.chiba.lg.jp

以上

制定	平成29年	8月15日
改定	平成30年	5月16日
改訂	平成30年	8月1日
改訂	令和2年	2月11日
改訂	令和2年	10月8日
改訂	令和4年	10月1日
改訂	令和5年	5月1日
改訂	令和6年	9月30日
改定	令和7年	2月4日

泉自然公園 出店ルール

1. 出店について

- (1) 公園管理者等の指導に従うこと。
- (2) 出店を希望する事業者は、泉自然公園出店概要のとおり申し込みを行うこと。
- (3) 出店の決定後、管理者の指導に従わない場合は出店を取り消す場合がある。
- (4) 出店に必要な備品は、事業者が持参し準備を行うこと。
- (5) 出店時、入場許可証を、キッチンカー事業者の場合は加えて保健所発行の営業許可証、食品衛生責任者名札もしくは修了書、販売責任者（現場責任者）の検便検査済証（取得から1年以内）の写しを見える位置に掲示しておくこと。
- (6) 入場・退場時間については次のとおりとする。
4月～9月：9：00～16：30
10月～3月：9：00～16：00
公園の利用状況により、入場・退場時間の変更を指示する可能性がある。
なお、指定のルート以外の園路を通行しないこと。また、園内を走行する際はハザードを点灯し、時速10km以下を厳守すること。
- (7) 過度の呼び込みは控えること。拡声器等の使用も禁止とする。
- (8) 商品名や、商品のメニュー・値段表は、事業者で用意し、車両前に必ず分かりやすいように表示すること。レンタル備品にはガムテープで張り付けないこと。（養生テープ等、跡がつかない物は可）
- (9) 公園利用者の安全な通路（動線）を確保すること。
- (10) 販売に付随するゴミの整理、清掃、資材の設置・撤収等について、一切の責任を事業者がもつこととする。
- (11) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・給水・排水（氷なども含む）、流水は行わないこと。
- (12) 園内での喫煙は行わないこと。調理・販売車両裏などでの喫煙も禁止とする。
- (13) 裸火の使用は、禁止とする。
火気を使用する場合は、防火対策を必ず行わなければならない。
また、消火器など必要な消火器具の準備を火気取扱場所毎に各出店者が必ず行うこと。
- (14) 終了後は、出店場所周辺の清掃を適宜行い、出店者の責任の下、現状復帰を行うこと。
- (15) 事故、怪我が起きないように、充分注意を払うこと。
- (16) 緊急事態等（事故、怪我等）あった場合を想定し、初動体制を整えておく。
なお、緊急事態があった場合は、直ちに次の連絡先まで連絡すること。
■ 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 080-5451-1707
- (17) 出店店舗数は草原南、フォレストアドベンチャー受付前広場に上限2店舗程度とする。
- (18) 上限を上回る出店申し込みがあった場合は、選考とする
- (19) 都市公園関係法令を順守すること。

2. 防火対策（義務）について

- (1) 火気取扱いレイアウト図及びガスボンベ転倒防止策図を登録時に提出すること。
- (2) 火器（ガス・炎を用いる物）の使用は、管理者の許可を得た場合とする。
- (3) 使用する火器に、不具合がないか事前に確認をしておくこと。
- (4) 火気取扱場所毎に消火器を適正に配置すること。
- (5) 火器の周囲は常に整理及び清掃に努めること。

別紙②

- (6) 公園利用者の安全な通路（動線）を確保すること。
- (7) 火器を設置する台には、不燃性のものを使用すること。
- (8) 火器の周囲は可燃物から15cm以上、上方向1m以上の距離を保つこと。
- (9) 火器の三方を不燃性の物（コンクリートブロック、レンジアルミパネル等）で囲うこと。
- (10) 揚げ物は必ずフライヤーまたはこれに類する調理器具を使用すること。ただし、危険を伴うため油の継ぎ足し行為は禁止とする。また、雨天時の使用についても禁止とする
- (11) 車両内を超えての焼き物等は、お客様への危険が伴うため禁止とする。
- (12) 出店にあたり車両下面に設置するブルーシートについては、火器等を用いて調理する場合、難燃シートの使用を推奨する。
- (13) 火器使用中は、その場を離れないこと。

3. 事業者について

- (1) 飲食提供者は、食中毒が懸念されるため、調理者は調理用手袋（帽子）・滅菌スプレー等を用意し、必ず清潔に営業すること。
- (2) 基本的な感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- (2) 事業者は、必ず店舗の前にごみ箱をわかりやすく設置すること。また、ゴミ袋は透明か半透明とし店名を消えないマジック等で、わかりやすく記入すること。袋の取替えは当該店舗が行い自らが販売したゴミでないものが混入していた場合においても持ち帰ること。
- (3) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・排水（水なども含む）、流水は行わないこと。

4. LP ガスの使用について（ボンベ・火気使用器具等）

- (1) LP ガスを使用には、別紙③：「屋外やイベント会場でLP ガスを使用するお客様へ」（消防庁・経済産業省）の内容を遵守すること。
- (2) ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置すること。
- (3) ボンベは安定した安全な場所に転倒しないようにベルト式固定器具等（鎖、ロープ、結束バンド等）を使用し設置するとともに、転倒防止策を講じ必要に応じ区画すること。
- (4) ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用すること。
- (5) 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないこと。（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く）

5. 電気について

- (1) 携帯発電機（ガソリン型・ディーゼル型・ガス型等）の持ち込みは、安全、防火の観点から持込不可とする。
- (2) 公園内の電源を使用する際は、必ず事前に申請を行うこと。
- (3) 1店舗当たりの電源使用容量は、上限10アンペア（約1,000ワット）までとする。
※2019年に発生しました災害により、草原付近で電気が使用出来なくなっており、復旧の目途が立っておりません。ご迷惑をお掛け致しますが、今回の募集におきましては、電気を使用しなくても出店できる事業者様のみに出店を制限させて頂きます。（2025年9月現在）

6. 車両について

- 公園内の車両の移動については、安全確保のため管理者の誘導、指示を遵守すること。
- 出店の際は、駐車場管理事務所にて入場許可証を受領の上、営業時間中はフロントガラス部分等見やすい場所へ掲示すること。

7. その他

- (1) 出店に際して、ルールを守れない場合は出店をお断りする場合があります。
 - (2) 公園管理者の事由（イベント、工事等）により、出店場所、期間等に変更が生じる場合があります。
- 以上

出店申込書

出店申し込みの募集期間は 10 月 15 日（水）まで。

[1 / 5 枚]

申込日 令和 年 月 日

■出店者情報

フリガナ	
出店名	

（フリガナ）（ ）

責任者氏名 E-mail

※PC メール受け取り可

住所 〒

Tel Fax

携帯電話番号

出店にあたり、出店概要及び出店ルールを遵守いたします。

（ ）はい （ ）いいえ

※いいえを選択された場合は、申し込みはできません。ご了承ください。

販売品目／価格／1日あたりの取扱数量 ※できるだけ詳細な情報をご記入ください。

<u>N0</u>	<u>品目</u>	<u>価格</u>	<u>数量／日</u>
<u>1</u>			
<u>2</u>			
<u>3</u>			
<u>4</u>			
<u>5</u>			
<u>6</u>			
<u>7</u>			
<u>8</u>			
<u>9</u>			
<u>10</u>			

※酒類の販売は不可とします。飲料の販売は自動販売機の販売額を下回らない価格としてください。

※申請品目以外の物が増えた場合はご連絡ください。

[お問合せ先]

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

Tel : 080-5451-1707（平日：9：00～17：00）／Mail : izumi.event@oriconsul.com

担当：神賀

出店申込書

出店申し込みの募集期間は 10 月 15 日（水）まで。

[2 / 5 枚]

出店者名

業種 ※該当する（ ）欄に○印をつけてください。

（ ） 飲食店営業 （ ） 菓子製造業 （ ） 飲食店営業＋菓子製造業

（ ） 喫茶店営業 （ ） 魚介類販売業（調理なし）

（ ） 乳類販売業（ショーケース販売） （ ） 食肉販売業（包装品販売）

（ ） 飲食店営業＋食肉販売業（包装品販売）

許可番号 ※千葉県内一円（屋台・キッチンカー）の許可番号

許可有効期限

許可交付自治体（保健所名等）

■ 出店内容について

次の各項目の出店形態の該当する（ ）欄に○印をつけてください。

数字を記入するものについては、[] 欄に数字をご記入ください。

①、②は占用料算出の基準となります。

③は行為許可使用料算出の基準となります。

【出店形態】・・・①

（ ） 車 両	車両サイズ [m × m] = [m ²] ナ ン バ ー []
（ ） テ ン ト	サ イ ズ [m × m] = [m ²]

【車両／テント外への設置物】・・・②

（車両／テント外へ旗（重りを使用して設置する場合）、テーブル、看板等の設置）

（ ） あり⇒サイズ [m × m] = [m²]

（ ） なし

【占用面積計】（①+②の合計面積）

[m²]

[お問合せ先]

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

Tel : 080-5451-1707（平日：9：00～17：00）／Mail : izumi.event@oriconsul.com

担当：神賀

出店申し込みの募集期間は10月15日（水）まで。

出店者名

() 調理場所と同一 (車両内／テント内)

() 調理場所と別途⇒ [] 欄に提供場所を記載してください。

(例：キッチンカー車内で調理後、車両の外に出て販売)

提供場所 []

【現場調理の有無】※あり：飲料等の小分けを含む、包装品の温めを含む
なし：未開封品のみ

() あり () なし

() 使用する () 使用しない

() 使用する () 使用しない

※火気取扱いレイアウト図、及びガスボンベ転倒防止策図を添付してください。

() 有 (流水式手洗設備+手指消毒薬) () 有 (手指消毒薬のみ)

() 有 (タンク式手洗設備+手指消毒薬)

() 有 (冷蔵庫、冷凍庫) () 有 (クーラーボックス) () 無 (常温品等)

() その他 []

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

Tel : 080-5451-1707 (平日 : 9 : 00~17 : 00) / Mail : izumi.event@oriconsul.com

担当：神賀

出店申込書

出店申し込みの募集期間は 10 月 15 日（水）まで。

[4 / 5 枚]

出店者名

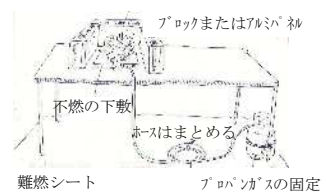
【持ち込み機材】※冷蔵庫、のぼり旗、たて看板等

【公共施設への出店実績】※出店施設名/所在地/期間等施設毎に記載。無い場合は空欄

※ガス使用店舗は火気取扱いレイアウト図、及びガスボンベ転倒防止策図を添付してください

（不燃：加熱開始後 20 分以上燃焼しないこと。難燃：加熱開始後 5 分以上燃焼しないこと。）

レイアウト図(例)



[お問合せ先]

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

Tel : 080-5451-1707 (平日 : 9 : 00~17 : 00) / Mail : izumi.event@oriconsul.com

担当 : 神賀

出店申込書

出店申し込みの募集期間は 10 月 15 日（水）まで。

[5 / 5 枚]

出店者名 _____

下記の【出店可能日】より出店希望日（日付・曜日）を記載してください。

提供者人数は、提供場所が調理場所と別の場合（例：キッチンカー車内で調理後、車両前に設置するテーブルに並べて販売）のみ記載してください。行為許可使用料の算出基準となります。（330 円／人・日）

【出店可能日】

2025 年 11 月 1 日（土）～12 月 7 日（日）10：00～15：00

※11/1～11/16 は土日祝のみ

※出店決定後に調整

出店希望日	提供者人数 (予定数で可)	出店希望日	提供者人数 (予定数で可)
例：6/3・土	1 名		

※公園管理者の事由（イベント、工事等）により、出店場所、期間等に変更が生じる場合があります。

※車両／テント外で提供する場合、提供者人数に応じて行為許可使用料が掛かります。

（例：提供者人数 1 名の場合 1 名×300 円/日＝330 円/日、
提供者人数 2 名の場合 2 名×300 円/日＝660 円/日）

【お問合せ先】

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部

Tel：080-5451-1707（平日：9：00～17：00）／Mail：izumi.event@oriconsul.com

担当：神賀

出店申込書

出店申し込みの募集期間は 10 月 15 日（水）まで。

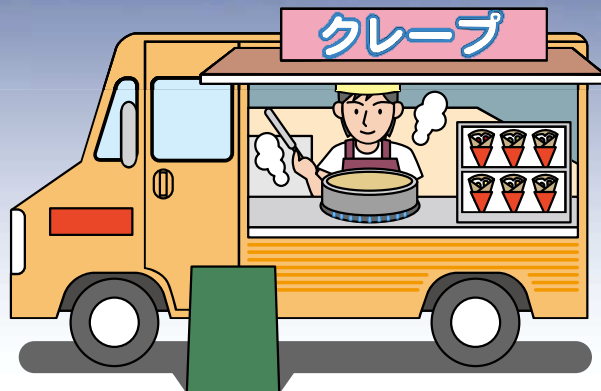
参考：出店可能日

月	火	水	木	金	土	日
					11/1	2
					出店可	出店可
3	4	5	6	7	8	9
出店可	—	—	—	—	出店可	出店可
10	11	12	13	14	15	16
—	—	—	—	—	出店可	出店可
17	18	19	20	21	22	23
出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可
24	25	26	27	28	29	30
出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可
12/1	2	3	4	5	6	7
出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可	出店可

【お問合せ先】

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 地域活性化推進部
 Tel：080-5451-1707（平日：9：00～17：00）／Mail：izumi.event@oriconsul.com
 担当：神賀

屋外やイベント会場で LPガスを使用するお客さまへ



ガスの漏えい・爆発は、**周囲を巻き込み
重大な事故**となる可能性があります。
容器の取り扱いについてしっかり確認
しましょう！

ガスの使用後や使っていない
容器はバルブが完全に閉
まっているか必ず確認して
ください。



容器バルブの誤開放 に注意しましょう！

容器バルブの誤開放が、ガス漏
れ事故の大きな原因になって
います。使用する際はガス器具
と正しく接続されていることを
確認しましょう。



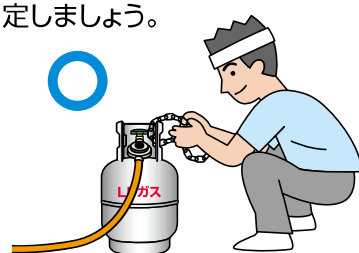
接続部分の“ゆるみ” に注意しましょう！

ゴムホースや調整器の接続部
分に“ゆるみ”がないか確認しま
しょう。またホースを取り外す時
には容器バルブの閉め忘れにご
注意ください。



容器は転倒しないよう 固定しましょう！

容器が転倒すると、バルブや調
整器の接続部分が破損し、ガス
が漏れるおそれがあります。転
倒しないよう鎖等でしっかり固
定しましょう。



LPガス販売店による消費設備 調査にご協力をお願いします。



LPガス販売店には容器や
調整器を含めて、お使いの
ガス器具を調査する義務が
課せられています。LPガス
の購入時や定期調査時に
はご協力をお願いします。

ガス容器や器具の近くには 可燃物を置かないでください。

ガス容器の近くで火災が起こった場合、容器
が過熱し被害が拡大するおそれがあります。



◎万一に備えて消火器を準備しましょう。

CO中毒にご注意ください。

車内等の密閉された空間でストーブ等の
燃焼器を使用すると、CO中毒事故に至る
危険があります。



キャンプ場等でLPガスを使用するお客さまへ

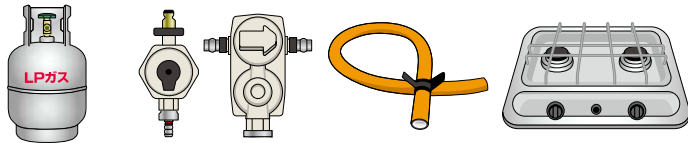
ガス器具は正しく使って安全で楽しいキャンプを。
事故防止のため必ずお守りください。



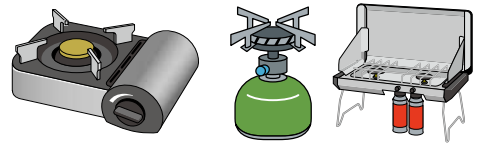
劣化したLPガス設備・器具は使用しない!

ガス器具の劣化は、ガス漏れや爆発・火災の原因となる他、バーナーの目づまり等によりCO(一酸化炭素)発生の原因にもなります。使用前にはよく確認し、劣化しているものは使わないでください。

●LPガス容器 ●調整器 ●ゴムホース ●ガスこんろ

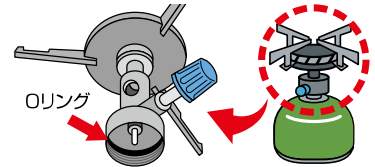


●カセットこんろ ●ガスバーナー



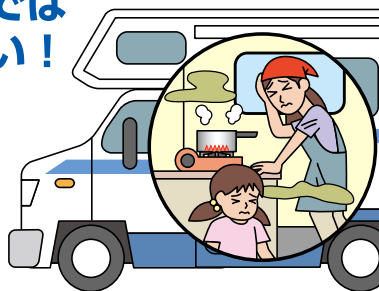
Oリングが劣化したガス器具は使わない!

ゴム製のOリングは消耗品です。Oリングが劣化したガス器具を使用するとガス漏れにより爆発・火災等の事故につながります。「ひび割れ」、「ささくれ」、「硬化・縮み」等があるものは新しいOリングと交換してください。



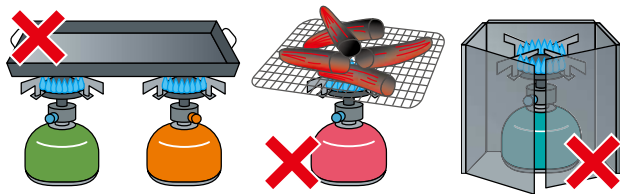
密閉された車内やテント内では ガス器具を絶対に使用しない!

LPガス容器やガスカートリッジにかかわらず、密閉された車内やテント内でストーブ、こんろ、ランタン等のガス器具を使用すると、CO発生の原因になります。COは無色・無臭のため、気づかぬうちに中毒症状を起こし身体の自由が奪われ、死亡事故につながる場合もあります。



過熱のおそれがある使い方はしない!

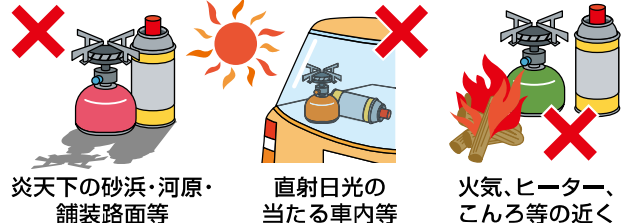
こんろ等を2台以上並べて使用する、炭火をおこす、輻射熱が大きい調理器具*を使用する、ガス器具を囲む等の行為はガスカートリッジが過熱し、爆発等のおそれがあります。



*大きい鉄板、魚焼き器、セラミック付製品 等

高温になる場所に放置しない!

直射日光の当たる場所、火気や他の熱源の近く等、高温になる場所にガスカートリッジを放置すると、過熱し爆発等のおそれがあります。



炎天下の砂浜・河原・
舗装路面等

直射日光の
当たる車内等

火気、ヒーター、
こんろ等の近く

LPガス機器についての異常を感じたら
こちらへ連絡を 電話番号等をご記入ください。

●LPガス販売店

●緊急時連絡先

ガスカートリッジ等に関する
お問い合わせはこちらへ

ガスカートリッジは必ず使いきり、振って音がしないことを確かめてから捨てましょう。ガスカートリッジ等の処理についてご不明な点がありましたら、カセットボンベお客様センター(0120-14-9996 平日: 10:00~17:00)またはメーカーへ直接お問い合わせください。

①草原南



②フォレストアドベンチャー受付前広場

